

2020年4月18日

山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部長 長崎幸太郎様
山梨県森林環境部部長 村松稔様
山梨県森林環境部大気水質保全課 渡辺延春様

公述人3番 佐々木郁子

4月18日公聴会欠席（通知）と経過及び理由について

4月14日（火）、公聴会開催直前に中部横断自動車道の「環境影響評価方法書に係る公聴会の公述人の決定について」（通知）を郵送にて受け取りました。通知及び当日の公聴会の進め方、別紙の新型コロナウイルス感染防止対策についての内容を見ました。改めて公聴会への欠席をお伝えします。

下記に欠席するとした経緯と理由等を説明します。

かねてより新型コロナウイルスの感染拡大の影響や危険性等があるこの時期の公聴会開催については、公聴会開催地でもある山梨県北杜市の八ヶ岳南麓台下・台上や山梨県北杜市と長野県との県境の南牧村でのコロナ感染者発生による影響、南麓地域住民等の不安や生活・商店及び農業生産者等への影響等の実情を具体的にお伝えしながら、現在のコロナ情勢からして4月18日に公聴会に出席することには感染の危険性があると、再三再四、大気水質保全課には公聴会の中止を切に求め続けてきました。既に北杜市でも感染者の発生が続き、公聴会開催地の北杜市は公共施設の使用制限を4月末まで延長していました。

私は常に国や山梨県総合対策本部の情報や知事による記者会見での県民への協力要請等に注視し、国民として、県民として出来る限り協力し、生活することを旨としています。

私は国または感染症専門家等が警告している高齢で注意すべき疾患がある身です。ひとたび感染すればたちまち重症化するかもしれない健康状態です。命の危険性が予測できる場となるかもしれない公聴会には公述人としては出席することが出来ません。私は今死ぬわけにはいかないのです。当日は欠席します。

新型コロナウイルス感染拡大が終息し、「平時」となり安全な環境で公述する事が出来るのなら、県民等の前で公述人としてしっかりと意見を表明したいと思っています。

このような時期に森林環境部大気水質保全課が、国・全国都道府県、山梨県の「有事」であることへの熟慮や対策本部長の知事が発信していることを念頭にした特段の判断もなく旧態依然の「かたちばかり」「手続きありき」を意図とした公聴会を強行開催することは、対策本部長の知事が県民の命と生活を守ると発信し、具体的な対策を説明しながら県民等に理解と協力を求め続けていることに著しく反し、県民等の命と生活を脅かし、軽視することだと思います。

知事をはじめとし、山梨県庁組織が横断的に一丸となって不眠不休で総合的な対策を講じ実行している最中に、森林環境部大気水質保全課によって公聴会開催決定が「組織的」に行われました。職員は県民の切実な声に耳を傾けてほしかったです。本部長指示事項でもふれられています。

国が4月7日（火）夜に7都府県を対象として「緊急事態宣言」発令し、更に山梨県が4月10日（金）に甲州市の80代女性の親族の感染症発性に関連して山梨県、初のクラスター認定を公表しました。この同じ日の午後5時過ぎに森林環境部大気水質保全課は北杜市環境課へ北杜市須玉ふれあい会館を使用しての公聴会開催を予定通り行うと伝えました。

4月14日（火）、公聴会開催の直近によりやく大気水質保全課から送られてきた文書で、改めて公聴会の会場がホールから会議室に変更されたことや公聴会の進め方や感染防止策等を知る事が出来ました。案じていたように新型コロナウイルス感染拡大の危険性リスクが高まっている、厳しい状況の中での、無理に無理を重ねた公聴会開催の内容になっていました。公聴会であるのに傍聴する県民等が出席する事が出来ない、更に公述人は他の公述人の公述内容を聞くことすらできない、公述時間の15分前に受付を行い、当然ながらその後公述する時間はその場に停留されられることとなります。

公聴会では県民等の参加のもとで公述が行われると認識していました。県民等に開かれた公聴会であることを望みます。本来の公聴会のあり方から著しく外れた公聴会です。何より安全な環境で公述できることを希望していました。

大気水質保全課から郵送された「環境影響評価方法書に係る公聴会の公述人の決定について（通知）」に添付された「公聴会の進め方」及び別紙の「公聴会での新型コロナウイルス感染防止対策について」を何度も読み返しました。会場に対しては感染予防対策として密閉回避・密集回避・密接回避を避け対策等を講ずると書かれています。

どうしても4月8日（水）午後に私たちが山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部長の長崎幸太郎知事への新型コロナウイルス感染拡大を回避し、

クラスター発生防止等を趣旨とする本部長への「要請書」を提出するために、山梨県庁へ出向いた時に、知事政策局秘書グループの管理官と森林環境部大気水質保全課の職員集団により行われた地方公務員としてあるまじき対応により、私及び同行者県民の身に起きた出来事「事件」をお伝えしなければなりません。

今も忘れることができません。私は4月8日の出来事以来、体調が思わしくありません。この大気水質保全課の職員集団による遭遇した「事件」による心身へのダメージが起きているのだと思います。

職員集団とは大気水質保全課課長、課長補佐、副主査その他、屈強な男性職員等のことです。屈強な男性職員の名札には確か大気水質保全課と書かれていたと記憶しています。

新型コロナウイルス感染拡大という日本が、山梨県が今だかつて経験した事のない未知で見通しが見つかない難局「有事」の際に、県民が必死の思いで県民等の切実な思いを伝えるために、事前に知事政策局秘書グループに電話で伝え、訪問した県庁で、突然、森林環境部大気水質保全課の職員集団により、私たち県民は取り囲まれ、体を寄せ付けられ、力づくで阻まれ、身動き出来ない状態にさせられました。職員集団により私たちは密集回避や密接回避、飛沫感染等の回避対応が出来なくされ、濃厚接触状態を強いられました。私たちにとっては寝耳に水、全く突然のことであり、恐怖体験でもあり、予想だにしていなかった「事件」でした。当日は長居せずに10分位で要請書を提出し、速やかに退庁する予定でしたが、1時間を超え長時間留まることを余儀なくされました。

ですから、4月14日に森林環境部大気水質保全課から郵送されてきた「公聴会での新型コロナウイルス感染防止対策について」を読み返すたびに4月8日に山梨県庁職員、大気水質保全課の地方公務員集団から私たち県民への行き過ぎた対応「事件」があったので、この「事件」を起こした当の所管課がはたして文書通りの感染防止対策を行うことが出来るのかと不信感と大きな疑念が消えないのです。尚更、4月18日（土）公聴会への出席はできないのです。

私はこの一連の森林環境部大気水質保全課の対応について、課長補佐にこの事は知事の指示ですかと尋ねました。一瞬沈黙がありました。組織で判断したことだと回答しました。他の公述人は副主査からも同様な回答を聞いています。

ますます山梨県知事及び山梨県庁におけるガバナンスへの疑問・懸念が大きくなってきました。対策本部長の知事にも伝えられていないのかもしれないとの思いを強くしました。

知事政策局秘書グループ管理官には「有事」の際の特段の対応で、知事、対策本部長へ要請書を届けていただきたいという思いに至りました。しかし、残念なことに管理官の平時ステレオ対応による報告等で大気水質保全課が「事件」を引き起こすきっかけが作り出されたように思います。

その後も、森林環境部大気水質保全課は県民等、公述人からの抗議・懸念の声を無視し、4月16日（木）の午前に公式ホームページで4月18日（土）の公聴会は北杜市須玉ふれあい会館から2階会議室に変更し開催することを確定事項として公表したのです。

ところが同日4月16日夜に国が新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の全国拡大発令を視野に対策本部を行うと報道で発表するやいなや、同時刻にこれを無視する事が出来ないと思ったのか、夜遅くの8時頃にも関わらず公述人等に電話やFAXで公聴会を中止すると伝えてきました。私たちが予測していた通りとなりました。公述人等は夜9時近くまで県の連絡に対応させられることになりました。

FAXには、「なお、郵送した通知の別紙にも記載してある通り、書面または公述映像による意見提出を受け付けます。」と書かれています。

私や概ねの公述人は公聴会が中止に至ったにも関わらず、公述人に意見書や公述映像を提出させることに違和感を感じました。皆な、公聴会をやったことにして報告（決済）するつもりなのかと感じています。

どこまでも「有事」であることを無視し、旧態依然、県庁職員のお上意識で地方公務員として求められる県民等に対する真摯な接遇としても謝罪等もなく、何事もなかったように振舞っています。

4月8日（水）の知事政策局秘書グループの管理官の対応がきっかけとなったと思われる森林環境部大気水質保全課の管理職含む職員集団による県民に対する不適切、不当な行動「事件」については、看過できない「事件」として、解決はしていませんので、その旨をお伝えしておきます。